

## 会員規約

丸亀京極万象園賛助会（公益財団法人）中津万象園保勝会 個人・法人会員入退会等に関する規則

### （会員）

丸亀京極万象園賛助会の活動趣旨に賛同して入会した個人・法人・（団体・権利能力のない社団を含む）（以下会員という）とする。

### （入会申込）

当会に入会しようとする個人・法人・団体（以下申込者という）は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、提出するものとする。

### （入会審査）

入会申込書に基づき、申込者が当会を真に支援するものであるか否かを審査委員会において審査する。

### （入会手続）

入会審査において入会を認められた申込者は、併せて当該年会費として1年分を納入する。

### （退会）

退会は会員の自由意志とし、退会希望者は退会のための所定手続を行い、随時退会ができる。

### （会費）

会費は1ヵ年分を前払いするものとし、入会后各年会費を納入した月を第一回とし以後1ヵ年毎に支払う。

1ヵ年分の、金額は次のとおりとする。

個人普通会員 10,000円（1口以上） 個人特別会員 30,000円（1口以上） 法人会員 100,000円（1口以上）

納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。中途退会した場合も同様とする。

### （会員証）

所定の会費が納入された日をもって入会と見なし、当会は会員に対し速やかに会員証を発行する。

会員の資格を喪失した場合は、速やかにこれを当会に返還しなければならない。

### （特典）

会員は次の特典を受ける権利を有する。

- (1) 当会の定めるところにより、当該会員に所属する者を当会主催のセミナー等各種イベントの無料または会員特別料金によって参加させること
- (2) 当会の定めるところにより、当会刊行物の無料配布または会員特別価格による購入
- (3) 当会銘板上への会員名称掲載。ただし、会員の希望する場合のみ。
- (4) 会員が自らの会社案内書、事業報告書、社会貢献報告書で、当会の法人会員である旨を告知すること
- (5) その他別途当会が定めるサービス

### （会員の注意義務）

会員は、当会の活動を支援する者として次の義務を負う。

- (1) 期限（前年度会費を納入すべき月より1ヵ年経過後）到来前に、次年分の年会費を納入すること
- (2) 名称、所在地、電話番号、担当者名等変更が生じたときは、速やかに届け出ること
- (3) 当会のアンケート調査、セミナー等には積極的に参加協力すること
- (4) 会員としての文化財保護に配慮した個人・企業・団体活動を行うこと
- (5) 会員は、販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に対し、会員であることを告知する場合は、会員の事業内容や商品に関連して、当該関係先は当会の名称をいかなる形でも表示・使用することはできないことを周知させること。

### （禁止事項）

会員は、会員であることは当会が会員の事業内容や商品を保証するものではないことを理解し、会員であることを根拠に次のことをしてはならない。

- (1) 新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの媒体を通じた自社取扱商品などの宣伝・販売促進活動の中で、会員であることをうたうこと
- (2) 自社取扱商品または広告物に当会の名称・略称・マーク・ロゴタイプを使用すること
- (3) 当会の承諾なしに、当会支援のためと称してチャリティイベントの開催、チャリティ商品の企画・開発・販売など、自社事業に沿った活動を行うこと
- (4) 会員の販売先、取引先、仕入先、その他あらゆる関係先に対し、会員であることを告知する場合に、口頭であるか文書であるかを問わず、当会法人資格が会員の事業内容や商品を保証するものであるかのような誤解を生じさせること
- (5) 当会の名誉を傷つけ、信用を失墜させ、その他当会の活動の趣旨に反する行動をとること
- (6) その他当会に不利益となる行為を行うこと

### （会員資格の喪失）

会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- (1) 所定の退会手続きを完了したとき
- (2) 期限後3ヶ月を過ぎるも会費の納入がないとき
- (3) 倒産、解散したとき
- (4) 理事会において除名の決議がなされたとき

### （除名）

会員が次の各項の一に該当するときは、審査委員会の決議をもってこれを除名することができる。

- (1) 当会の活動趣旨に反する行動をとったとき、当会の信用を失う行為があったとき

### （本規則の変更）

本規則を変更しようとするときは、審査委員会の決議を経なければならない。

### （審査委員会等）

- (1) 当会に審査委員会並びに事務局を設置する。
- (2) 審査委員は財中津万象園保勝会理事会において選任する。
- (3) 事務局は財中津万象園保勝会の事務局が代行する。

2007年4月7日財中津万象園保勝会理事会承認

2007年5月1日施行